（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第十四条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「同条に規定する機構保存本人確認情報」に改める。

第十五条　労働者災害補償保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第十条第三項第一号中「書類」の下に「（未支給の保険給付が年金たる保険給付であるときは、厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第十四条の二第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）」に改める。

第十五条の二第一項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改め、同項第二号中「有無」の下に「並びに請求人の個人番号」を加える。

第十五条の三第一項第二号及び第十五条の四第一項第二号中「住所」の下に「、個人番号」を加える。

第十八条の二第二項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第二十一条第二項第一号中「抄本」の下に「（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加え、同条第五項を削る。

第二十一条の二第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、「場合」の下に「並びに新たに個人番号の通知を受けた場合」を加え、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、前項の届出について、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第十六条　労働者災害補償保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項第一号中「平成二十五年法律第二十七号」の下に「。以下「番号利用法」という。」を加え、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報を受けることができるときは、この限りでない。

第十五条の二第三項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第十八条の二第四項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第二十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第二十一条の二第四項中「ただし、」の下に「第一項の届出について、厚生労働大臣が番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、」を加える。

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第十七条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「生年月日」の下に「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）」を加え、同項第三号中「同じ。）」の下に「及び個人番号」を加える。

第五条第一項第二号、第五条の二第一項第二号、第五条の四第一項第二号、第五条の八第一項第一号並びに第五条の九第一項第一号及び第二項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第七条第一項第一号及び第七条の四第四項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改める。

第八条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　被保険者の個人番号

第九条第一号中「氏名」の下に「、個人番号」を加える。

第十条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　世帯主の個人番号

第十条の二第一項第一号中「生年月日」の下に「並びに変更後の世帯主の個人番号」を加える。

第十一条第一号中「氏名」の下に「及び個人番号」を加える。

第十二条第一号中「氏名」の下に「、個人番号」を加える。

第十五条第一項中「住所及び届出年月日」を「住所、個人番号及び届出年月日」に改める。

第二十四条の三第一号、第二十六条の三第一項第一号、第二十六条の五第二項第一号及び第二十六条の六の四第一項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改める。

第二十七条第一項第一号中「氏名」の下に「又は個人番号」を加える。

第二十七条の五第一項第一号中「氏名」の下に「及び個人番号」を加える。

第二十七条の十一第一項第一号、第二十七条の十二の二第一項第一号、第二十七条の十三第一項第一号、第二十七条の十四の二第一項第一号及び第二十七条の十四の四第一項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改める。

第二十七条の十七第一項第一号中「氏名」の下に「及び個人番号」を加える。

第二十七条の二十六第一項第一号及び第二十七条の二十七第一項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改める。

第二十八条第一項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改め、同条第五項中「及び変更の年月日」を「、変更の年月日及び個人番号」に改め、同条第九項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第二十八条の二中「及び申請年月日」を「、個人番号及び申請年月日」に改める。

第三十二条の三第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第三十二条の六中「被保険者の氏名」の下に「及び個人番号」を加える。

第十八条　国民健康保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「平成二十五年法律第二十七号」の下に「。以下「番号利用法」という。」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、市町村が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該届書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第十条の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第十二条の二中「しない場合」の下に「又は市町村が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるとき」を加える。

（児童扶養手当法施行規則の一部改正）

第十九条　児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。